

大阪府告示第874号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)第28条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定する。

令和3年6月14日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
豊能郡豊能町木代の区域のうち別図に示す部分
- 2 土砂搬入禁止区域の面積
6.70ヘクタール
- 3 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和3年6月15日から同年12月14日まで
- 4 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域において、いまだ公示(令和2年大阪府告示第1862号)による指定の事由がなくなっていないと認められるため。

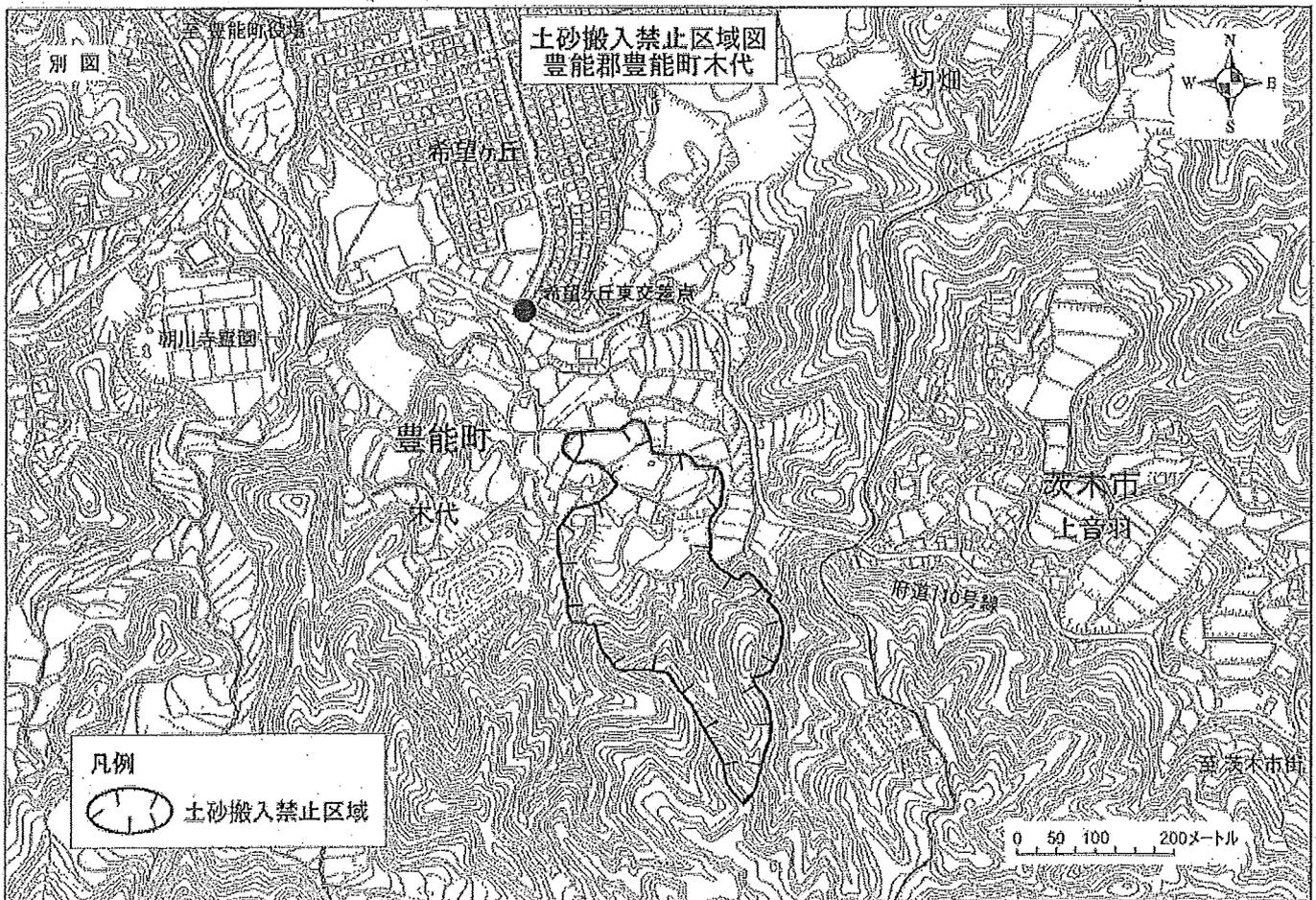


土砂搬入禁止区域の指定について

下記の区域を、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号）第28条第1項の規定により土砂搬入禁止区域に指定（再指定）しました。

指定区域内に土砂（※：裏面参照）を搬入した者は、同条例第37条により2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合があります。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科される場合があります。



大阪府環境農林水産部 みどり推進室森づくり課 TEL06-6941-0351 内線2740	大阪府北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 TEL072-627-1121 内線421
---	---

令和3年6月14日(大阪府告示第874号)

- 1 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
豊能郡豊能町木代の区域のうち別図に示す部分
- 2 土砂搬入禁止区域の面積
6.70ヘクタール
- 3 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和3年6月15日から同年12月14日まで
- 4 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域において、いまだ公示(令和2年大阪府告示第1862号)による指定の事由がなくなっていないと認められるため。

※令和2年大阪府告示第1862号による土砂搬入禁止区域の指定

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定に基づき、土砂埋立て等の土地及び土砂の堆積の形状が条例第11条第1項第6号に規定する形状及び構造上の基準に適合しておらず、かつ、当該区域及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生が見込まれ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる区域を指定(指定の期間:令和2年12月15日から令和3年6月14日まで)した。

※土砂とは

- 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。
- 有価物か無価物かは問いません。改良土も本条例の対象となります。

参考:大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)抜粋

(土砂搬入禁止区域の指定)

第二十八条 知事は、埋立て等区域(三千平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域(以下「土砂搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

4 知事は、第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。

5~7 省略

(土砂の搬入の禁止)

第二十九条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(罰則)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条、第十二条第一項又は第二十二條第一項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者
- 二 偽りその他不正の手段により、第七条の許可、変更許可又は第二十二條第一項の承認を受けた者
- 三 第二十三條第一項から第四項までの規定による命令に違反した者
- 四 第二十九條の規定に違反した者

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。